

## 既存宅地制度廃止に伴う猶予期限が迫ってきました!!

(いなべ市で既存宅地制度の対象地域は、員弁町の市街化調整区域だけです)

### (1) 既存宅地制度とは？

市街化調整区域は開発を抑制する区域であり、開発・建築が制限されていますが、市街化調整区域となった時点で既に宅地であったとして知事に申請し、知事の確認を受けている場合は、建物を建てることのできるという制度です。

### (2) 既存宅地制度の廃止と経過措置期間について

既存宅地制度は平成12年度の都市計画法改正により廃止されましたが、知事の確認を受けた既存宅地であれば、経過措置期間として平成13年5月18日から平成18年5月17日まで(※1)は、引き続き自己用の建築物(※2)であれば建築することができるとされています。

このため、平成18年5月18日以降は、既存宅地であっても新たに建物を建てることはできなくなりますので、ご注意ください(※3)。

(※1) 平成13年5月18日以降に確認を受けた場合は、その日から5年間となります。

(※2) 自己の居住用の建築物と自己の業務を行う建築物(店舗、工場、倉庫等)をいいます。  
建売・分譲・賃貸各住宅、貸店舗、貸事務所類は該当しません。

(※3) 建て替えは一定の基準の元にこの日以降もできる場合があります。また、都市計画法第34条各号に該当する場合は、以降も他の市街化調整区域同様、建物を建てるができます。

#### 【問い合わせ先】

三重県土整備部建築開発室開発審査グループ	☎059-224-3087
三重県北勢県民局桑名建設部建築開発室	☎0594-24-3667
いなべ市 企画部 都市計画課	☎0594-74-5814



**2月28日(火)は固定資産税 第4期の納期限です。  
お忘れのないように納めてください。**

問い合わせ先……員弁庁舎 納税課 ☎74-5803 FAX74-5859